

平成24年度 西条市社会福祉協議会 事業計画書

I 事業方針

少子高齢化の進展、家族意識の変化等に伴い、核家族化や高齢世帯の増加が進み、家庭内で問題を抱え込む「老老介護」、「孤独死」、「児童虐待」等の問題が社会問題化している。また、厳しい雇用情勢の中で働く場所を喪失した結果、格差の拡大、固定化や社会的孤立につながるという現象も増加している。このように、地域や社会とのつながりが希薄化し、地域で助け合い、支え合うという仕組みが失われつつある。

さらに、昨年3月に発生した東日本大震災は、これまでにない甚大な被害をもたらし、わが国の社会・経済に大きな影響を与えた。あらためて、人と人の「絆」や、地域コミュニティの重要性が認識されることとなった。

このような状況の中で、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして」地域に密着した事業に取り組むとともに、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりを推進する必要がある。

西条市社会福祉協議会は、地域福祉の理念に基づき介護保険事業を行い、サービスの質の向上に努め市民が在宅で安心して介護できるよう 在宅支援の充実と経営の安定に努めるとともに、高齢者・障害者・児童等の安心・安全な環境の確保などふれあいあふれる福祉のまちづくりをより一層進めるため、重点項目に沿った事業を開拓し、市民の“健康で幸せな暮らしの実現”に向けて努力を傾注するものとする。

II 重点項目

1. 法人運営の基盤整備
2. 地域福祉事業の推進
3. ボランティア活動及び福祉教育の推進
4. 福祉相談・援助事業の推進
5. 共同募金運動等の推進
6. 在宅福祉事業の推進

III 事業実施項目

1. 法人運営の基盤整備

- ① 法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化を図る。
 - ・理事会の開催
 - ・専門部会の開催
 - ・監事会の開催
 - ・評議員会の開催
 - ・各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正
 - ・法人会計基準による適正な会計処理の実施
 - ・情報公開への適切な対応
 - ・個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築
 - ・職員の適正配置及び将来計画の検討
- ② 社会福祉協議会住民会員制度の推進並びに会費の増強を図る。
 - ・住民会員制度について周知を図り、賛助会員の増強に努める
 - ・住民会費による地域福祉活動の強化
- ③ 社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への市民参加を促進するため広報活動の強化を図る。
 - ・第9回西条市社会福祉大会の開催（12月2日、総合文化会館）
 - 福祉関係功労者表彰の実施
 - ダイヤモンド婚顕彰の実施
 - ・社協だより「幸せの架け橋」の発行（年4回）
 - ・ホームページによる情報提供の強化
 - ・県社協との連携他、各種広報媒体を使った啓発活動の実施
- ④ 役員・職員の資質向上のため、研修に取り組む。
 - ・愛媛県社会福祉大会への参加
 - ・役職員研修の実施
 - ・職種別職員研修会の開催
 - ・関係機関が開催する研修会への派遣
- ⑤ 各種関係機関・団体との連携強化を図る。
 - ・民生児童委員協議会等福祉関係団体との連携強化
 - ・福祉関係各団体行事への協力
 - ・近隣社協との情報交換による連携強化
- ⑥ 本所及び支所機能の見直しを進めるとともに、円滑な事業実施体制の構築に努める。
 - ・本所・支所連絡会の開催
 - ・本所及び支所業務の適正化を推進
- ⑦ 西条市指定管理者制度による受託施設の管理運営に努める。
 - ・福祉関係施設の管理運営
 - 東予総合福祉センターの適正運営及び利用促進

丹原福祉センターの適正運営及び利用促進

小松地域福祉センターの適正管理

- ・高齢者福祉施設の管理運営

老人憩の家の適正運営及び利用促進

丹原高齢者生活福祉センターの適正管理

小松生きがいデイサービスセンターの適正管理

2. 地域福祉事業の推進

- ① 住民が、より身近な地域で福祉サービスを享受できる地域づくりを目標に、支部社協の育成・強化を図るとともに、情報提供の推進と連携強化に努める。
 - ・支部間の連携促進のため支部長会の開催
 - ・支部社協の体制整備支援
 - ・支部社協育成事業の実施
 - ・支部社協通信の発行（年6回）
 - ・メニュー事業による地域に適した支部活動の推進
 - 住民参加型在宅福祉サービス（ぬくもりボランティア）事業の拡充
 - 敬老の家事業の実施
 - 介護者の会育成事業の拡充
 - 老人のひろば事業の実施（7支部）
 - 児童の健全育成事業の実施（6支部）
- ② 住民ニーズに沿った地域福祉活動を展開するため、地域福祉活動計画の研究。
 - ・先進地の情報収集による研究
 - ・県社協との連携による計画策定方法の研究
- ③ 全ての市民が積極的に社会参加できる環境づくりに努め、地域福祉事業を強化する。
 - ・第8回西条市福祉フェスティバルの開催（4月29日：総合福祉センター）
 - ・各種福祉関係団体の活動支援
 - ・ふれあいベンチ設置事業の実施
 - ・ふれ愛シネマ事業の実施
 - ・ひとり親家庭等新入児激励事業の実施
 - ・児童クラブ利用児童と地域団体との交流事業の実施（ほのぼの広場事業）
 - ・少年式行事の支援
 - ・中学校卒業就職者激励事業の実施
 - ・高等学校生修学資金支給事業の実施
 - ・交通災害遭児進学・就職支援事業（県社協）への協力
 - ・地域歳末たすけあい事業の充実を図り、地域支えあいの風土づくりに努める
 - ・障害者社会参加促進事業の実施
 - 視覚障害者向け「声の広報」発行事業の充実（デジタル化推進）
 - 西条市テープライブラリーの管理・運営（総合福祉センター）
 - ・福祉用具貸出事業の拡充実施（レクリエーション用具の整備）

- ・屋内ゲートボール場運営事業の実施

3. まごころ銀行事業の推進

- ① まごころ銀行の運営強化を図る。
 - ・啓発活動を強化し、寄付金の確保に努める
 - ・まごころ銀行基金の適正運営に努める
- ② まごころ銀行基金及び預託金による地域福祉事業の推進
 - ・ふれあい・いきいきサロン事業の拡充
 - ふれあい・いきいきサロン便り「すまいる」の発行（毎月）
 - ふれあい・いきいきサロン世話人研修会の開催
 - ・敬老の家事業の拡充（再掲）

4. ボランティア活動及び福祉教育の推進

- ① 市内の全学校を福祉教育推進協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図る。
 - ・福祉教育推進協力校説明会の開催
 - ・福祉教育推進協力校の活動の充実
 - ・福祉教育推進協力校実践事例集の発行
 - ・各種作品募集の実施を通して福祉意識の涵養を図る
 - ・福祉センター等の機能を活用し、児童生徒の福祉体験を促進する
 - ・ボランティアスクールを各支所で開催し、福祉意識の啓発に努める
 - ・施設と連携したワークキャンプ事業の実施
 - ・未就学児の福祉教育推進（幼稚園との連携による「なかよしきょうしつ」）
- ② 高齢者や児童、障害者等が安心して地域で生活できるようボランティアを養成とともに、ボランティア登録者の拡充を図り、その活動を支援する。
 - ・ボランティアセンターの充実を図る
 - ・多種多様なボランティア講座を開催し、ボランティア意識の啓発推進を図るとともに組織化支援
 - ・点訳奉仕員等養成事業の適正実施（受託事業：点訳、要約筆記、朗読、手話）
 - ・ボランティアコーディネート機能の強化
 - ・ボランティアロビー展の開催
 - ・ボランティア保険の加入促進
 - ・あらゆる機会をとおしてノーマライゼーション理念の浸透を図る
- ③ ボランティア連絡協議会の充実強化を図り、ボランティア団体相互の連携を密にするとともにボランティア活動範囲の拡大とその強化に努める。
 - ・第9回ボランティアフェスティバルの共催（福祉施設、団体との連携）
 - ・ボランティア連絡協議会の運営協力
- ④ 災害ボランティア活動についての情報収集を進め、災害時に即応できる体制整備を図る。

- ・ 災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づく体制整備
 - ・ 関係機関との連携体制の構築
 - ・ 災害救援ボランティア養成講座の開催
 - ・ 災害ボランティアセンター用備品類の適正管理
 - ・ 愛媛県内社協災害時支援協定に基づく活動の実施（災害時）
 - ・ 西条市総合防災訓練への協力
- ⑤ NPO法人との連携強化を進め、市民活動を支援する。
- ・ 愛媛県社協による「新しい公共事業」への協力

5. 福祉相談・援助事業の推進

- ① 福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関との連携のもとに問題解決に努める。
- ・ 心配ごと相談所の強化（各支所）
 - 西条支所 月曜日～金曜日（13：00～16：00）
 - 東予支所 毎週月曜日、金曜日（9：00～12：00）
 - 丹原支所 毎週火曜日（9：00～12：00）
 - 小松支所 第2、第4水曜日（13：00～16：00）
 - ・ 相談所の利用促進を図るための広報活動強化
 - ・ 各種相談所との連携強化
 - ・ 相談員の資質向上を図るため、研修会の開催
- ② 生活福祉資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活の安定と福祉向上に努める。

6. 共同募金運動等の推進

- ① 共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努める。
- ・ 共同募金への協力
 - ・ 共同募金配分金事業の適正実施
 - ・ 歳末たすけあい募金への協力

7. 在宅福祉事業の推進

- ① 介護保険サービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した介護保険サービスの提供を進める。
- ・ ケアプランセンターの充実
 - ・ ヘルパーセンターの充実
 - ・ 訪問入浴センターの充実（西条、東予）
 - ・ デイサービスセンターの充実
 - デイサービスセンターひまわり
 - デイサービスセンターさくら
 - デイサービスセンターワンばき
 - ・ 介護予防サービス事業の充実
- 介護予防訪問介護事業

介護予防訪問入浴事業

介護予防通所介護事業

- ・ 要介護認定訪問調査の受託
- ・ 軽度生活支援事業の受託
- ・ 有償日常生活支援事業の適正実施と充実
- ・ 職員の資質向上を図るため、資格の取得奨励

② 障害者自立支援法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障害者サービスの提供を進める。

- ・ 居宅介護事業（ホームヘルプ）の充実
- ・ 重度訪問介護事業（ホームヘルプ）の充実
- ・ 同行援助事業（ホームヘルプ）の充実
- ・ 移動支援事業（ホームヘルプ）の充実
- ・ 障害者デイサービス事業の充実（東予、小松）
- ・ 児童デイサービス事業の充実（東予）
- ・ 障害者訪問入浴サービス事業の受託（西条、東予）
- ・ 障害者相談支援センター事業の受託
- ・ 職員の資質向上を図るため、関連資格の取得奨励

③ 介護予防・地域支えあい事業の充実強化を図り、明るい長寿社会づくりを推進する。

- ・ 高齢者生活管理指導員派遣事業の受託
- ・ 生きがい対応型デイサービス事業の受託
　　西条地区においては他の地区同様週5回の実施
- ・ 配食サービス事業の受託
- ・ その他、介護予防・地域支えあい事業の受託（小松）

④ 在宅介護支援センターの機能強化を図り、在宅福祉の充実に努める。

- ・ 地域型在宅介護支援センターの受託（小松）
- ・ 西条市地域包括支援センターとの連携強化

⑤ 福祉サービス利用援助事業の効果的な運営を行い利用促進を図るとともに生活支援員の資質向上に努める。

⑥ 成年後見制度に関する研究を進め、適切な対応を図る。

8、その他の事業

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則のもと、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進する。